

2026 年 9 月号
(2026/09/04)

依田税理士事務所だより

— 目 次 —

- 2026 年 9 月の税務
- 自社株の承継に使える「特例措置」の期限が迫っています

いつもお世話になっております。

9 月になりましたが、まだまだ強い日差しが肌を射す日が続きます。
いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

2026 年 9 月の税務

9 月 10 日

- 8 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9 月 30 日

- 7 月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 1 月、4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 1 月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、4 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 6 月、7 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告（5 月決算法人は 2 ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

依田税理士事務所

〒173-0004
東京都板橋区板橋 1-12-6
シラトリビル 201 号
TEL : 03-5948-8547
FAX : 03-5948-8548

E-MAIL :
Masaaki.yoda@dream.jp

<税務/会計トピックス>

自社株の承継に使える「特例措置」の期限が迫っています

◆後継者への贈与税・相続税が実質ゼロに

オーナー経営者が亡くなったり、後継者に株式を贈与したりする際、検討しなければならないのは、会社の業績が好調で株価が高い場合、後継者に課される相続税・贈与税が数千万円から億円単位になることです。会社は黒字でも、後継者個人にその現金がなければ税金が払えず、最悪の場合は株式を手放さざるを得ないケースも出てきます。「黒字なのに承継で会社が揺らぐ」という事態を防ぐために設けられたのが「法人版事業承継税制（特例措置）」です。

◆特例措置のメリットと期限

特例措置を活用すると、贈与税・相続税の全額（100%）が納税猶予され、承継後も代表者であり続け、対象株式を保有し続けるといった継続要件を満たす限り、最終的に免除されます。後継者は最大3名まで対応可能です。雇用確保要件については、従来の一般措置では承継後5年間の平均で雇用の8割を維持できなければ猶予が取り消されていましたが、特例措置では8割を下回った場合でも、その理由を都道府県に報告することで猶予が継続される仕組みになっています。また令和7年度税制改正により、後継者の役員就任要件が「承継前3年以上の役員就任」から「贈与直前の就任でよい」へと緩和され、直前に後継者が決まったケースでも利用しやすくなりました。期限は2段階で、特例承継計画の提出が令和9年9月30日、贈与・相続の実行が令和9年12月31日です。

◆デメリットと注意点も知っておく

一方で、特例措置にはデメリットもあります。承継後5年間は毎年の報告義務があり、経営・株式保有などの要件を外れた場合は猶予税額と利子税が一括で徴収されます（雇用維持要件については特例による救済措置あり）。また後継者が株式を売却した時点で猶予が取り消されるため、承継後の経営の自由度が制約される面もあります。

◆M&Aとの比較も視野に

後継者がいない場合や株価が高い局面では、M&A（第三者への売却）も有力な選択肢です。M&Aであれば、オーナーは売却益を手にした上で引退でき、税負担も譲渡所得課税（約20%）に限定されます。特例措置は「会社を身内で守り続ける」前提の制度であり、どちらが最適かは後継者の有無・株価水準・将来の経営像によって異なります。まず株価の試算と選択肢の比較から始めることをお勧めします。